

京都市長等の給与の額の特例に関する条例の全部を改正する条例（平成20年12月25日京都市条例第21号）（総務局人事部給与課）

諸般の状況により、次のとおり、現在実施している市長及び副市長の給料及び地域手当の額の特例措置について、その減額の割合を改めるとともに、新たに公営企業の管理者、教育長、局長相当の職にある者、部長相当の職にある者、課長相当の職にある者及び指定職給料表の適用を受ける者（以下「公営企業の管理者等」という。）について、給料の額の特例措置を講じることとしました。

1 平成21年1月1日から同年3月31日までの間（以下「特定期間」という。）における市長及び副市長の給料及び地域手当の額の特例措置に係る減額割合の改正

| 区 分   | 改 正 前   | 改 正 後   |
|-------|---------|---------|
| 市 長   | 100分の15 | 100分の20 |
| 副 市 長 | 100分の10 | 100分の12 |

備考 常勤の監査委員については、現行どおり、給料及び地域手当の額の100分の5を減額します。

2 特定期間における公営企業の管理者等の給料の額の特例措置

給料の額について、当該額に100分の5を乗じて得た額を減じます。

この条例は、平成21年1月1日から施行することとしました。

京都市長等の給与の額の特例に関する条例の全部を改正する条例を公布する。

平成20年12月25日

京都市長 門川 大作

## 京都市条例第21号

京都市長等の給与の額の特例に関する条例の全部を改正する条例

京都市長等の給与の額の特例に関する条例の全部を次のように改正する。

京都市長等の給与の額の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市長、副市長及び常勤の監査委員に支給する給料及び地域手当の額並びに公営企業の管理者等（公営企業の管理者、教育長、京都市職員給与条例（以下「職員給与条例」という。）第3条第1項第1号の給料表の適用を受ける職員で職務の級が7級以上であるもの、同項第2号から第8号までの給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれらに相当する者として市長が定めるもの並びに同項第9号の給料表の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）に支給する給料の額について、職員給与条例及び京都市教育委員会教育長の給与等に関する条例（以下「教育長給与条例」という。）の特例を定めるものとする。

(市長、副市長及び常勤の監査委員の給料及び地域手当の額の特例)

第2条 平成21年1月1日から同年3月31日までの間における市長、副市長及び常勤の監査委員の給料及び地域手当の額は、職員給与条例の規定にかかわらず、職員給与条例の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる額から、当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を減じた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 市長 100分の20

(2) 副市長 100分の12

(3) 常勤の監査委員 100分の5

(公営企業の管理者等の給料の額の特例)

第3条 平成21年1月1日から同年3月31日までの間における公営企業の管理者等の給料の額は、職員給与条例及び教育長給与条例の規定にかかわらず、職員給与条例又は教育長給与条例の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる額から、当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成21年3月31日限り、その効力を失う。

(総務局人事部給与課)